

上尾市契約家庭保育室のご案内

○ 上尾市契約家庭保育室とは

保護者が労働や疾病等の理由で保育が必要な0～2歳児のお子さんを、保護者に代わって保育する小規模な保育施設(上尾市の基準を満たした施設)です。

サービス内容や利用料は家庭保育室によって異なりますので、各施設に直接お問い合わせください。



上尾市契約家庭保育室

	保育室名	所在地	電話番号
さいたま市北区	キッズ&ベビー保育園	さいたま市北区宮原町1-363	048-652-6812
	保育園 KidsKids	さいたま市北区宮原町3-587	048-653-3611
	ナーサリールーム マザーリング	さいたま市北区宮原町4-3-12	048-652-0634
大宮区	フレンドリー保育園	さいたま市大宮区桜木町1-281	048-641-4710

※R5. 4. 1現在の契約状況です。

上尾市子ども未来部保育課

(TEL048-775-5121)

○ 家庭保育室への入室

※家庭保育室のご利用については、直接、施設へお申し込みください。

※保育時間・内容・保育料等は施設ごとに異なりますので、よくご確認ください。

○ 利用申請等（申請書類は全て家庭保育室にあります）

入室申請・保護者負担軽減費補助金申請

家庭保育室への入室が決まったら、「家庭保育室入室申請書」と「保育が必要である証明書（勤務証明書、診断書等）」、「課税証明（上尾市に前年の1月1日以前から住所があり、確定申告又は住民税申告している場合、添付不要）」を家庭保育室に提出してください。

また、保護者負担軽減費補助金を申請する場合は、申請書にご記入の上、家庭保育室に提出してください。

入室・補助額決定

提出された家庭保育室入室申請書に基づいて内容を審査し、保護者（父母）が＜別表1＞のいずれかの理由に該当し、お子様の保育が必要な状態と認められたときは、「家庭保育室入室決定通知書」を送付します。

また、入室決定者のうち、保護者負担軽減費補助金の申請者に対し、補助金の交付決定（却下）通知を送付します。（補助金を請求するための請求用紙を同封します。）

※保育の必要性については補助金交付対象になるかの確認であり、家庭保育室の利用を制限するものではありません。

<別表1>

保育が必要な理由	
就労	家庭の外で常時（※1）仕事をしている、または自営業等の自宅で常時仕事をしている場合
求職活動	求職活動を行っている（内定を含む） ◎入室後、2か月以内に勤務を開始することが条件。 ◎就労を開始した場合、就労事由に変更。
出産	妊娠中及び出産後間もない場合
育児休業	既に家庭保育室を利用しているお子様がいて、下の子の育児休業中にも継続利用が必要な場合（※2）
疾病	疾病、負傷もしくは心身に障害がある場合
介護	親族の介護または看護を常時している場合
就学	日中、就学している場合 （学校や職業訓練校等に在学する場合）
災害	災害の復旧のため保育できない場合
その他	上記に類する状態にあり市が認める場合

※1

就労時間の下限は、月換算で実働月16日以上64時間以上。また、**原則として金銭収入の伴う就労**とし、家事・手伝いまたは保育ができないと判断できない内職は除きます。

※2

保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に家庭保育室に入室していた子どもについては、市が児童福祉の観点から必要と認めるときは、継続利用が可能となる場合があります。原則として第2子が1歳6か月に達する日の属する月の末日までです。

○ 保護者負担軽減費補助金について

上尾市では、上尾市在住の家庭保育室入室児童の保護者に対して、家庭保育室の保育料が認可保育所保育料と比べて差額がある場合に補助金（上尾市認可保育料階層 C1～3 階層月額 30,000 円、C4～9 階層月額 25,000 円、C10～23 階層月額 20,000 円を限度）を交付しています。（別表 2 をご参照ください）

また、きょうだいが小学校就学前の児童で保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、家庭保育室等に通っている場合、兄弟加算（対象児童のうち 2 人目以降に、上記の補助限度額を月額 5,000 円増額）の対象となる場合があります。

※ 上尾市認可保育料階層 A・B 階層の方については、教育・保育無償化事業での対応となり、42,000 円を上限に無償化の対象となります。

※ 補助金の対象となる保育料は、基本保育料のほか、時間外保育料、給食費、冷暖房費、入園金等の合計額です。（教材費、クラス会費、おむつ代などの実費は除きます）

<別表 2 >

3歳未満児 認可保育施設保育料(参考)

- 保育所や認定こども園（保育所部分）の保育料は、保護者の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合（均等割のみ課税の場合を含む）は保護者の市町村民税の所得割額※の合計、入所児童の年度の初日（4月1日）の年齢及び保育標準時間または保育短時間の区分によって決定します。
※ 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。
- 利用時間が8:30～16:30の枠内で、就労時間が月120時間未満の場合は保育短時間認定、短時間利用時間帯を超えるのが常態の場合は保育標準時間認定となります。
- 4月から8月分の保育料は前年度の、9月から翌年3月分の保育料は当年度の市町村民税の所得割額によって決定します。
- 小学校就学前の範囲において、同一世帯から2人以上の児童が保育所等を利用する場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降については無料となります。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間認定	保育短時間認定	家庭保育室軽減費補助上限額	
階層	定義			兄弟加算なし	兄弟加算あり
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	42,000円 (教育・保育無償化事業での対応)	
B	市町村民税非課税世帯	0	0		
C1	均等割額のみ世帯	6,700	6,500		
C2	所得割額が27,000円未満の世帯	7,400	7,200	30,000円	35,000円
C3	27,000 円以上 48,600 円未満	8,200	8,000		
C4	48,600 円以上 54,000 円未満	10,000	9,800		
C5	54,000 円以上 66,000 円未満	12,000	11,700		
C6	66,000 円以上 78,000 円未満	14,100	13,800		
C7	78,000 円以上 90,000 円未満	17,300	17,000	25,000円	30,000円
C8	90,000 円以上 102,800 円未満	21,700	21,300		
C9	102,800 円以上 116,000 円未満	26,900	26,400		
C10	116,000 円以上 133,700 円未満	32,100	31,500		
C11	133,700 円以上 151,400 円未満	36,300	35,600		
C12	151,400 円以上 169,000 円未満	40,600	39,900		
C13	169,000 円以上 185,000 円未満	45,000	44,200		
C14	185,000 円以上 200,800 円未満	46,600	45,800		
C15	200,800 円以上 216,700 円未満	48,100	47,200		
C16	216,700 円以上 234,000 円未満	49,500	48,600		
C17	234,000 円以上 251,800 円未満	50,900	50,000		
C18	251,800 円以上 269,700 円未満	52,200	51,300		
C19	269,700 円以上 287,600 円未満	53,500	52,500		
C20	287,600 円以上 301,000 円未満	54,800	53,800		
C21	301,000 円以上 366,000 円未満	56,100	55,100		
C22	366,000 円以上 397,000 円未満	57,400	56,400		
C23	397,000 円以上	58,700	57,700	20,000円	25,000円

よくある問い合わせ

Q1：家庭保育室に入室するにはどうしたら良いですか？



直接、家庭保育室に入室が可能かお問い合わせください。（入所調整等は各施設で行っております。）

Q2：上尾市への申請はいつすれば良いですか？



家庭保育室への入室が決まったら、施設にある入室申請書及び補助交付申請書一式と必要書類をご記入の上、まずは施設に提出してください。（その後は、施設経由で市に書類を提出いただくか、直接保護者様から市に書類を提出するよう施設から案内があります。）

市で書類を受領した後、審査の上、市から入室及び補助交付決定通知書と補助金交付にかかる必要書類をお送りします。

なお、審査を行うにあたり、追加書類を求められることがありますのであらかじめご了承ください。

Q3：保護者負担軽減費補助金の交付方法は？



四半期ごとに保護者の指定口座に振り込ませていただきます。

- 4月～6月分：7月支払い
- 7月～9月分：8月支払い
- 10月～12月分：1月支払い
- 1月～3月分：翌4月支払い

市から補助交付決定通知書とともに補助金交付請求書をお送りしますので、ご記入の上、市にご請求ください。

Q4：補助の対象となる保育料は基本保育料だけですか？



基本保育料のほか、時間外保育料、給食費、冷暖房費、入園金等も対象になります。

教材費、クラス会費、おむつ代等の実費は対象外です。